

# 田野畑村教育大綱

## 計画の位置付け・期間・進行管理について

- 1 教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けています。
- 2 田野畑村総合計画の教育分野における分野別計画です。
- 3 教育分野における他の個別計画や教育分野以外の計画との連携を図ります。
- 4 計画期間は令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

少子高齢化の急激な進行・高度情報化社会の進展・度重なる自然の脅威等、社会状況が大きく変化している中で、田野畑村の地域社会も学校も様々な課題を抱えています。

規範意識の高揚、自分を大切に、相手も大切にできる心の醸成、学校・家庭・地域とのますますの連携、情報化社会への対応等の解決のために、これからの未来を担う子供たちの成長を願い、田野畑村民が心一つになって粘り強く取り組んでいかなければなりません。

このような中で、田野畑村の教育の目指すべき教育の姿と取り組むべき施策を明らかにし、教育行政を総合的で計画的に推進するために田野畑村教育大綱を策定しました。

## 基本目標

### ふるさとに愛着を抱き 人間性豊かな人材を育てます

幼小中連携により、「子どもは地域の宝」として特性を生かした地域活動の中で社会性をはぐくむとともに、地域との連携により産業や福祉、地域コミュニティ、スポーツ、文化、芸能など多様な社会活動を支え、国際化と情報化が進む中でもふるさとに誇りと愛情を持った人間性豊かな人材を育成するむらづくりを進めます。

## 施策の方向

【教育】進んで学び、心豊かでたくましい子どもを育成します。

《家庭教育・就学前教育》 家庭教育に関する保護者の研修機会を充実します。  
《学校教育》 幼小中連携及び地域と一体になった教育の推進を図ります。

【青少年の健全育成】心身ともに健全で心豊かな青少年を育成します。

《青少年の健全育成》 社会性をはぐくむ体験的な活動を充実させます

【生涯学習・スポーツ活動】生涯学習推進計画を促進し、多様な人材を育成します。

《生涯学習の推進》 村民ニーズに対応した生涯学習活動を支援します  
《スポーツ活動の推進》 生きがいと健康維持増進を図ります

【芸術・文化】貴重な文化財や郷土芸能の保存・継承を推進します

《文化の振興と継承》 芸術・文化に親しむ機会を提供します

令和4年7月 田野畑村 田野畑村教育委員会

